

電気通信大学 平成17年度シラバス

| | | | |
|---------|--|----------|--------|
| 授業科目名 | 知的所有権 | | |
| 英文授業科目名 | Intellect Property | | |
| 開講年度 | 2005年度 | 開講年次 | 3年次 |
| 開講学期 | 5学期 | 開講コース・課程 | 夜間主コース |
| 授業の方法 | | 単位数 | 2 |
| 科目区分 | 専門科目-専門共通科目- | | |
| 開講学科・専攻 | 情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科 | | |
| 担当教官名 | 山川 茂樹 | | |
| 居室 | 非常勤講師 | | |

| | |
|----------------------------|------------|
| 公開E-Mail | 授業関連Webページ |
| shigeki.yamakawa@nifty.com | |

| |
|--|
| 【主題および達成目標】 |
| <p>特許権や商標権、著作権等は知的所有権又は知的財産権と総称される。社会経済環境が大きく変化する今日、我が国は、知的財産の創造、保護および活用を通じて活力ある経済社会を実現する「知的財産立国」を目指そうとしている。</p> <p>知的財産権は、その制度目的や保護対象は多岐にわたる。例えば、特許権や意匠権、商標権等の「産業財産権」は産業上の産業の発達を目的とするのに対し、著作権は学術文化的な創作物の保護を目的とするものである。また、その保護対象も、発明、商品等表示、著作物と様々である。</p> <p>本講座では、各種知的財産権の保護対象、権利の成立および権利の性質（保護の内容）に関する基礎的な理解を身につけて頂きたい。さらに、知的財産に関し、法律の適用を通じて論理的思考を養う機会となれば幸いである。</p> |

| |
|-------------------------|
| 【前もって履修しておくべき科目】 |
| |

| |
|------------------------------|
| 【前もって履修しておくことが望ましい科目】 |
| 法学、特に民法、経済学、政治学 |

【教科書等】

特に指定しない。

参考書として例えば次のものがあげられる。

高林 龍著「標準特許法」，有斐閣

土肥一史著「知的財産法入門」，中央経済社

小野昌延著「知的所有権 Q & A 100のポイント」，有斐閣ビジネス

吉藤幸朔著・熊谷健一補訂「特許法概説」，有斐閣

特許庁「産業財産権標準テキスト 特許編」，発明協会

特許庁「産業財産権標準テキスト 商標編」，発明協会

特許庁編「工業所有権法逐条解説」，発明協会

【授業内容とその進め方】

以下の項目に沿って、特許を中心に知的所有権（知的財産権）の保護対象、権利の成立および権利の性質（保護の内容）について講義する。

単なる法制度の説明に終始することなく、現実の社会経済活動の視点を踏まえた内容となるよう心掛けるつもりである。また、最近の話題も適宜取り上げたい。

1．知的所有権の概要

1.1.知的創作物の保護を目的とするもの

1.2.市場の秩序維持を目的とするもの

2．特許権

2.1.特許制度の意義

2.2.特許を受けることができる発明

2.2.1.特許法上の発明

2.2.2.特許要件

2.3.特許を受けることができる者

2.3.1. 特許を受ける権利

2.3.2. 先願主義と先発明主義

2.4.職務発明

2.5.特許を受けるための手続

2.5.1. 特許請求の範囲と明細書

2.5.2. 審査主義と無審査主義

2.6.特許権

2.6.1. 特許権の効力

2.6.2. 特許権の効力の制限

2.7.特許権侵害

2.7.1. 差止請求権

2.7.2. 損害賠償請求権

2.8.企業における特許管理と特許戦略

2.9.特許制度における国際調和

3．商標権

電気通信大学 平成17年度シラバス

- 3.1.商標とは
 - 3.1.1.商標の機能
 - 3.1.2.商標制度の意義
- 3.2.商標権
- 3.3.不正競争防止法

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- (1) 学期末の筆記試験の結果により評価する。出席の点呼は原則として行わない。
- (2) 筆記試験では、主として各種知的所有権の保護対象、権利の成立および権利の性質(保護の内容)に関して、
 - (a) 講義の中で説明した基礎的な概念を正しく理解しているか
 - (b) 法律の規定に基づいて事例の分析・判断ができるか等を基準に出題、採点を行う。
- (3) 筆記試験においては、ノート等の持ち込みは認めない。

【オフィスアワー：授業相談】

特に設けない。質問等はメールで受け付ける。

【学生へのメッセージ】

今や知的財産に関する基本的な理解は社会人としての常識となりつつある。限られた時間内ですべてのトピックを網羅することは不可能であるが、身近な話題を織り込みながら話すつもりである。是非この機会に知的財産に対する基本的な理解を身につけていただきたい。

【その他】